

【印紙税過誤納確認申請（兼充当請求）書の記載要領】

申請等区分 (G01)

過誤納税額の還付請求をする場合は「1」、過誤納となった税額を税印の押なつ請求に係る納付税額又は印紙税納付計器の使用による納付税額に充当する場合は「2」を記載します。

提出先、申請者・請求者、納税地

- 提出先 (F01)、納税地 (作成場所 (所在地) (F06)、名称 (E06))
F01 欄は納税地を所轄する税務署、F06 欄は納税地、E06 欄は納税地の名称を記載します。
※作成場所 (所在地) 及び名称は申請者・請求者の住所及び氏名又は名称と同一であっても同上と記載しないでください。

区分	納税地
収入印紙を貼付した文書で、文書上作成場所が明らかでないもの	当該作成場所
収入印紙を貼付した文書で、文書上作成場所が明らかでないもの	1 単独作成の場合 イ 作成者の事務所等の所在地が記載されている場合→当該所在地 ロ その他→文書作成時の作成者の住所 2 共同作成の場合 イ 作成者の所持している文書→所持している場所 ロ 作成者以外の者が所持している文書→共同作成者のうち先に記載されている者の上記1のイ又はロに掲げる場所
印紙税納付計器により納付印を押した文書	印紙税納付計器の設置場所
税印押なつ請求に係る文書	税印押なつ請求した税務署

- 個人番号又は法人番号 (F02)
申請者又は請求者が、個人の場合は個人番号を記載し、法人等の場合は法人番号を記載します。
- 住所 (E01)
法人等の場合、本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
- 氏名又は名称 (E04)、代表者氏名 (E05)
法人等の場合、E04 欄に名称、E05 欄に代表者氏名を記載します。
- 事務代理人
事務代理人が申請書を提出する場合に記載します。
※別途「申告・申請等事務代理人届出書」を提出しておく必要があります。

過誤納の事実

- 過誤納となった理由 (G05・G06・G07・E10 ほか)
該当する理由の欄に「1」を記載します。「その他」の場合はE10 欄に理由を記載します。
選択する理由の内容は下記の表を参照ください。

過誤納となった理由	内容等	
書 損 等	印紙税を納付する目的で収入印紙を貼付した又は納付印を押した納税義務成立前の文書について、用紙の書損、損傷、汚染などにより使用する見込みがなくなった場合 ※ 印紙税の納税義務の成立については、12 ページ「1 納税義務者等」を参照	
納 付 額 超 過	収入印紙を貼付又は納付印を押すことにより納付した印紙税の額が、印紙税法に規定する正しい税額を超える場合	
そ の 他	課 否 判 定 誤 り	印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼付又は納付印を押した場合
	二 重 納 付	印紙税法第9条から第12条に規定する納付等の特例を受けた課税文書について、その特例方法以外の方法により相当金額の印紙税を納付した場合
	税 印 の 取 り や め 等	税印による納付の特例を受けるため、印紙税を納付したが、税印の押なつの請求をしなかった又は請求を行ったが棄却された場合
	被 交 付 文 書 へ の 押 な つ	印紙税納付計器の設置者が被交付文書に対する納付印押なつの承認を受けていないにもかかわらず、交付を受けた課税文書に納付印を押した場合
	納 付 計 器 の 廃 止 等	印紙税納付計器による納付の特例を受けるため印紙税を納付したが、印紙税納付計器設置の廃止等により当該納付計器を使用しなくなった場合

- 区分 (G02 ほか)
過誤納を受けようとする文書が収入印紙を貼り付けた文書、税印を押した文書又は印紙税納付計器により納付印を押した文書である場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記載します。
- 号別 (E08・E09 ほか)
過誤納確認を受けようとする文書の印紙税法別表第一に掲げる番号を記載します。(P35・36「印紙税額一覧表」を参照ください。)
(例) 消費貸借に関する文書 (第1号の3文書) の場合
→E08 欄に「1」、E09 欄に「3」を記載します。
なお、不課税文書である場合は、記載不要です。
- 納付年月日 (N01 ほか)
印紙を貼り付け、税印若しくは納付印を押した年月日を記載します。
※元号欄について、令和の場合は「5」を記載します。
- 納付税額 (G03 ほか)
「区分 (G02 ほか)」に「2」を記載した場合にのみ、その税印押なつ又は印紙税納付計器使用請求するために納付した印紙税額を記載します。
- 文書の返却の要否 (G08 ほか)
文書の返却が必要な場合は「1」、不要な場合は「2」を記載します。

合計

- 数量 (G05)
過誤納確認を受けようとする文書の数量 (C01～C04) の合計を記載します。
- 過誤納税額 (G30)
過誤納税額 (G04、G11、G18、G25) の合計を記載します。

充当請求金額等 (G31・N05・G33)

過誤納税額のうち、充当請求する金額をG31 欄に記載します。また、充当請求する場合には、N05 欄及びG33 欄にも記載します。

還付金額 (G32)

過誤納税額のうち、還付請求する金額を記載します。

還付を受けようとする金融機関等 (Z01～Z08)

還付金額の還付を受けようとする金融機関名等を記載します。

参考事項 (E23・T02)

文書の返却が必要な場合で、文書の返却先が「住所 (E01)」と異なる場合、E23 欄に文書の返却先、T02 欄に担当連絡先を記載します。

(注) 文書は、申請者及び事務代理人以外に返却できません。